

	契約係用
○	業 者 用



南車両基地緑地管理業務

業務委託仕様書

令和 7 年度

高速電車部 車両課 真駒内検修係

高) 車両課真駒内検修係

担当 加藤 史具真

TEL 011-582-1431 内線8314

令和 7 年 4 月	札 幌 市 交 通 局	札交車 25 第 1308 号
------------	-------------	-----------------

1. 概 要

1 概要

本業務は、札幌市交通局高速電車南車両基地の緑地管理業務を行うものである。

2 業務実施場所

札幌市南区真駒内東町 2 丁目 1 - 1

札幌市交通局高速電車南車両基地

3 履行期間

契約書に示す着手日から令和 7 年 12 月 26 日までとする。

なお、詳細な日程については、委託者と打合わせのうえ決定すること。

2. 一般仕様

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局高速電車南車両基地緑地管理業務に適用する。

2 提出書類

No.	提出書類	提出期限	部数	備考
1	業務着手届	契約後速やかに	1 部	第 8 号様式
2	業務工程表	契約後速やかに	1 部	第 9 号様式
3	業務主任経歴書	契約後速やかに	1 部	第 10 号様式
4	現場代理人選定届	契約後速やかに	1 部	
5	労働災害保険関係の成立を証する文書	契約後速やかに	1 部	
6	業務組織表・連絡体制表	契約後速やかに	1 部	
7	一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	契約後速やかに	1 部	
8	業務日誌	作業日ごと	1 部	
9	業務写真	支払い月時	1 部	
10	実施報告書	支払い月時	1 部	第 11 号様式
11	業務完了届	全業務完了時	1 部	第 13 号様式
12	その他必要書類	その都度	適部	

3 疑義

本仕様書に明記されていない事項及び疑問のある事項については、委託者担当係員と十分協議して遺漏のないようにすること。

4 廃棄物等

剪定枝等の一般廃棄物を処分する際は、受託者は一般廃棄物収集運搬業の許可を受け、適正な廃棄処理施設にて処分すること。また、廃棄物の処分後は、処理施設より発行される数量計算書の写しおよび処分量調書を提出すること。

なお、産業廃棄物が発生した場合は、受託者は再使用、再生利用および適正な処理を行うものとする。

5 再委託

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

6 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

3. 業務仕様

1 業務内容

本仕様書による業務内容は下記のとおりとする。詳細については別紙1を参照すること。

- (1) 芝生の草刈
- (2) 樹木の剪定・薬剤散布
- (3) 冬囲い
- (4) 清掃（雪解け時の緑地清掃及び芝生内石拾い）
- (5) 清掃（落葉拾い・掃き清掃）
- (6) 除雪用ポールの設置
- (7) 廃棄物処理

2 業務範囲

業務範囲については別紙2を、除雪用ポールの設置箇所は別紙3，4を参照すること。

3 業務実施時期

- (1) 1回目（6，7月）
 - ア 清掃（雪解け時の緑地清掃及び芝生内石拾い）
 - イ 芝生他の草刈

- ウ 薬剤散布
- エ 廃棄物処理
- (2) 2回目（8，9月）
 - ア 芝生他の草刈
 - イ 薬剤散布
 - ウ 廃棄物処理
- (3) 3回目（10，11，12月）
 - ア 清掃（落葉拾い・掃き清掃）
 - イ 樹木剪定
 - ウ 冬囲い
 - エ 除雪用ポールの設置
 - オ 廃棄物処理

4 契約金の支払い方法

契約金の支払いは、業務期間を3期に区切りその業務量に応じた3回払いとする。
なお、端数については、1回目で調整する。

- | | |
|------------|--------|
| (1) 1回目 | |
| 6，7月期 | 27.89% |
| (2) 2回目 | |
| 8，9月期 | 26.27% |
| (3) 3回目 | |
| 10，11，12月期 | 45.84% |

5 経費の負担

本業務の遂行に要する一切の資材については、他に定めるものを除き受託者の負担とする。

6 委託者支給品

樹木冬囲い用根曲げ竹および除雪用ポールとする。

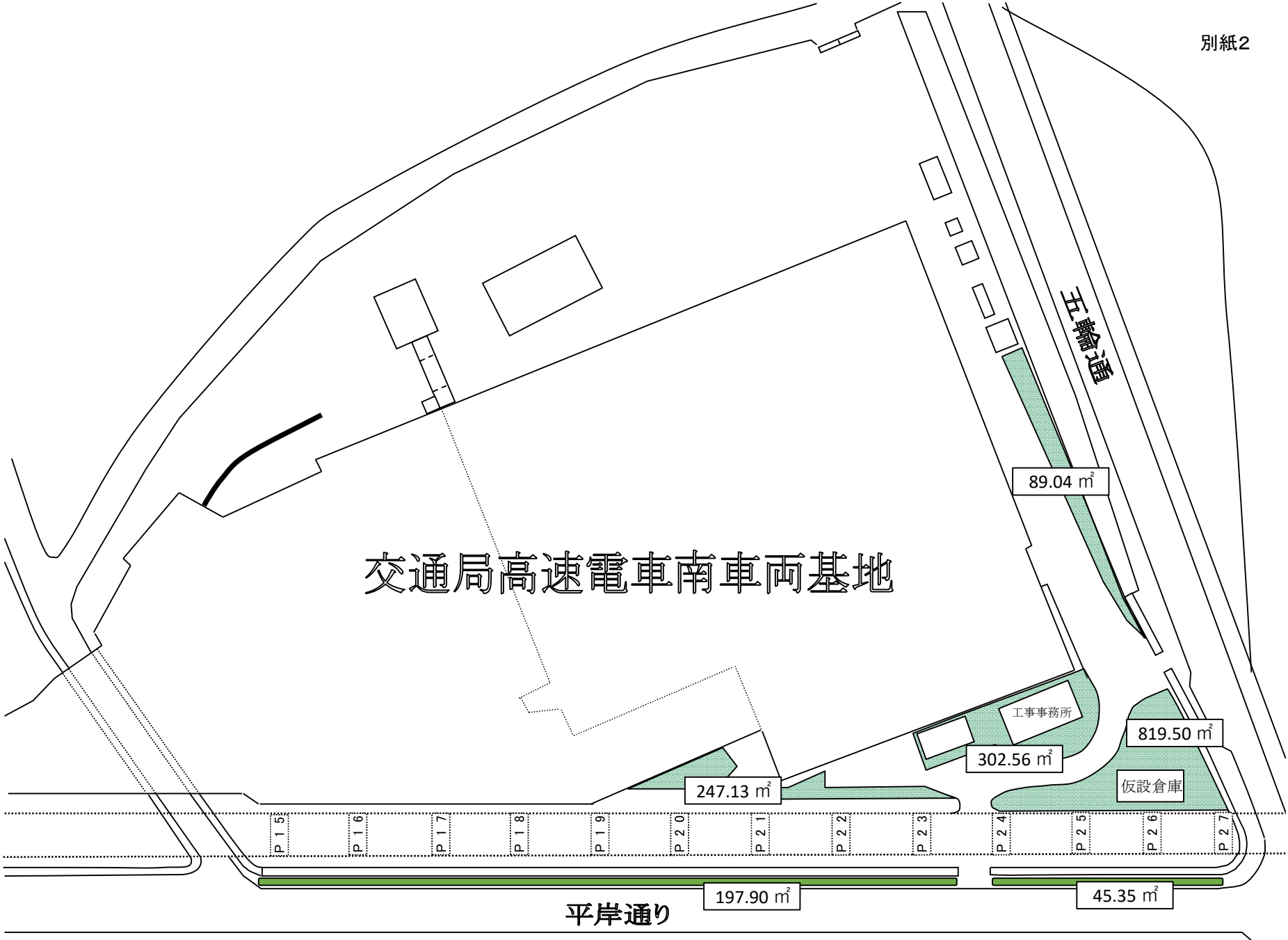
以 上

南車両基地緑地管理 業務内容

R7.4

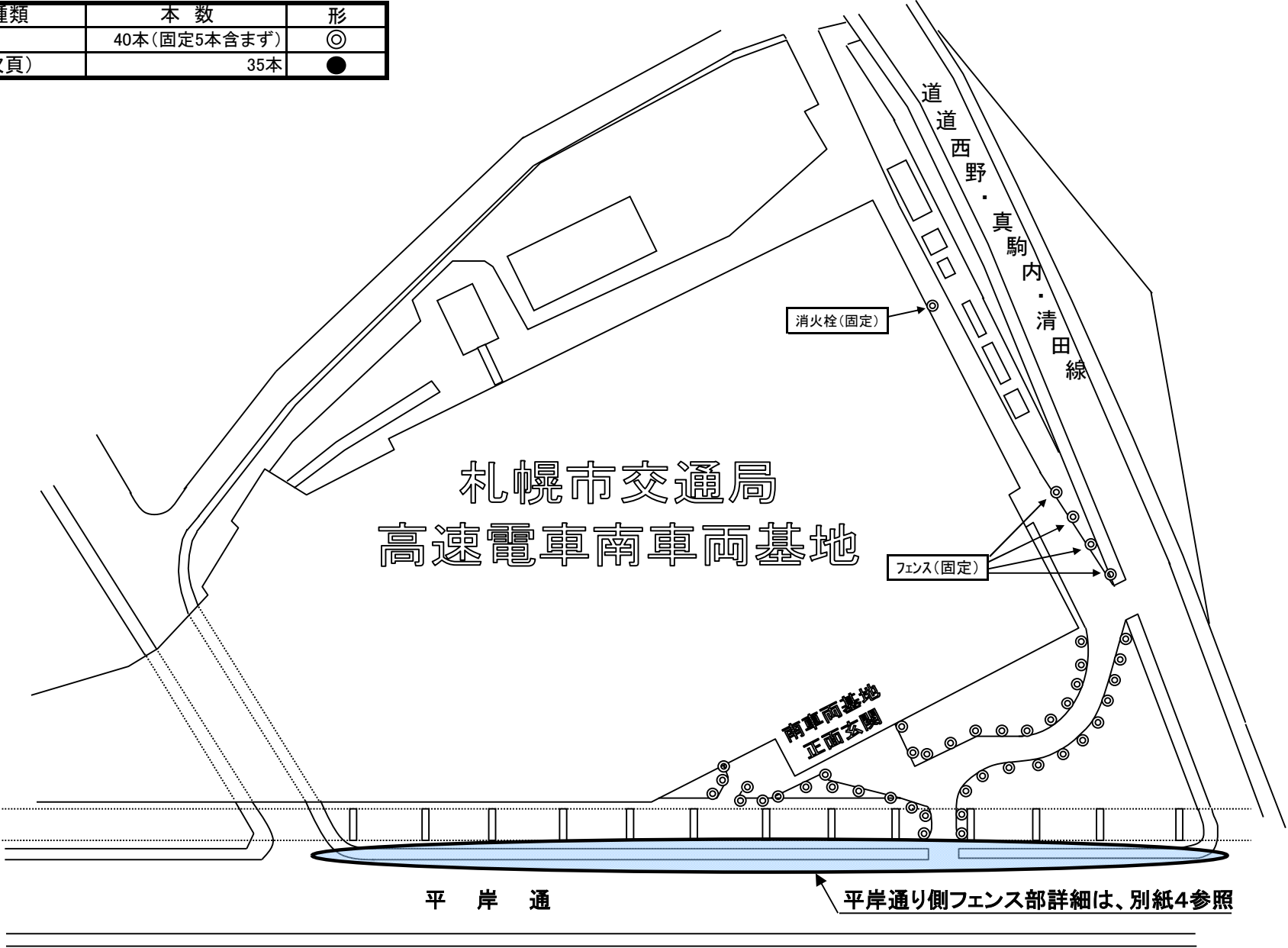
項 目	仕 様	対 象	数 量	回 数	摘 要
草 刈	草刈 B (機械刈)	敷地内緑地	1,701.48 m ²	2回	片付け含む・機械刈り (別紙2参照)
薬 剤 散 布	薬剤散布	55本	55ℓ	2回	薬剤は受託者負担 樹木に対し散布のこと
冬 囲 い	樹木冬囲い B	低木	30本	1回	根曲竹は委託者支給品 (別紙5参照)
	樹木冬囲い F	低木、縄3回巻き	3本	1回	
清 掃	清掃 B (石拾い)	敷地内緑地	1,701.48 m ²	1回	雪解け後の緑地清掃
	清掃 C (落葉拾い)	敷地内緑地	1,701.48 m ²	1回	落葉拾い・掃き清掃
樹 木 剪 定	街路樹木剪定 B	31～60cm	4本	1回	(別紙5参照)
	街路樹木剪定 C	61～90cm	7本	1回	(別紙5参照)
	街路樹木剪定 D	91～105cm	1本	1回	(別紙5参照)
	街路樹木剪定 N	高さ 18m程度	2本	1回	(別紙5参照)
廃棄物処理	投棄	落ち葉・木くず等	1.0 t	3回	
ポール設置	除雪用ポールの設置	当局の定める場所	75本	1回	ポールは委託者支給品 (別紙3、別紙4参照)

注) 仕様は、札幌市公園緑化業務委託仕様書によるものとする。



南車両基地除雪ポール設置箇所

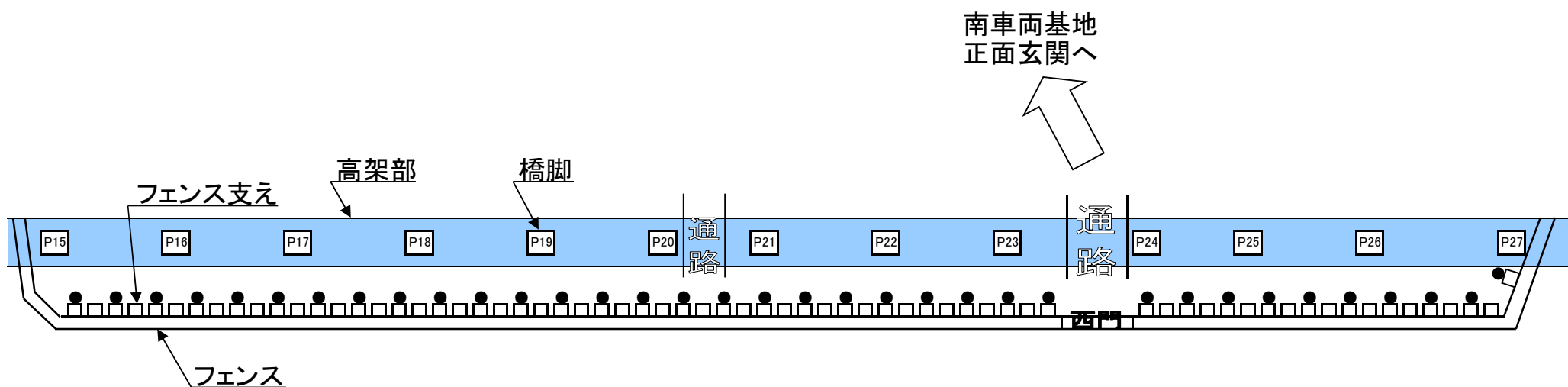
ポール種類	本 数	形
長尺ポール	40本(固定5本含まず)	◎
短尺ポール(次頁)	35本	●



平岸通りフェンス側除雪ポール設置箇所

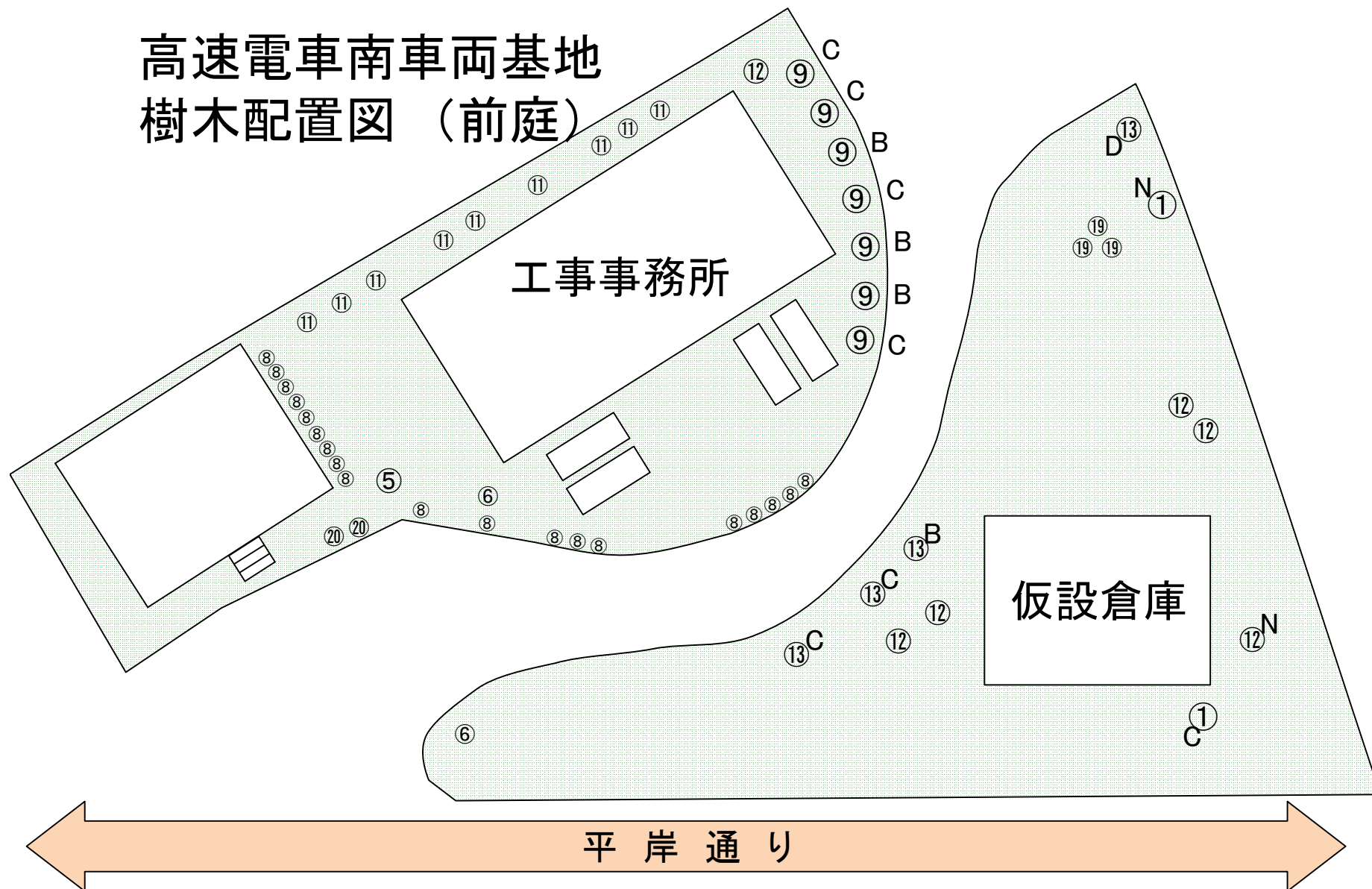
除雪ポール設置・撤去

種 類	本 数	形
短尺ポール	35	●



平岸通り側

高速電車南車両基地 樹木配置図（前庭）



冬囲いB: ⑧、⑪、⑫ 冬囲いF: ⑬	① アカシヤ	2 本	B⑪ ドウダンツツジ	9 本
	⑤ エゾヤマザクラ	1 本	⑫ トドマツ	6 本
	⑥ オンコ	2 本	⑬ ナナカマド	4 本
	B⑧ サツキ	19 本	F⑬ ユキヤナギ	3 本
	⑨ シラカバ	7 本	B⑫ ライラック	2 本

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所	印
	商号又は名称	
	職・氏名	

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者	住 所	印
	商号又は名称	
	職・氏名	

業務名 _____

履行期間	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

工程表

[illegible]

業務主任経歴書

業務名

業務主任（氏名）（ 歳）

1 職歴、法令による免許、資格

取 得 年 月 日	免 許 ・ 資 格

2 最近の主な業務経歴

履 行 期 間	業 務 内 容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第 11 号様式

供覧	課 長	係 長	係

実施報告書

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者（住 所）
（商号又は名称）
（職・氏名）
（現場責任者）

印
印

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。
記

業務名 []

業務履行期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

実施日	作業場(箇)所	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印

(その他)

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

業務履行確認欄

年 月 日

上記のとおり、実施報告書の提出がありましたので履行の確認をしました。

交通局 部 課 係 氏名 印

課 長	係 長	係	この業務の検査員に下記の者を命じ、検査を 年 月 日に実施してよろしいか。 検査員

業 務 完 了 届		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者 交通局長		
住 所		
受託者 商号又は名称		
職・氏名		印
業務名		
上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。		
検査員 （役職・氏名）		

印 紙
貼 付

契 約 書

業 務 名 南車両基地緑地管理業務

上記業務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、（以下
「受託者」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

- 1 委 託 代 金 額 総額 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履 行 期 間 令和7年 月 日から
令和7年12月26日まで
- 3 契 約 保 証 金 「免除」または「金 円」
- 4 そ の 他 の 事 項 別紙契約約款のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

委託者 札 幌 市
代表者 札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする業務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務（この契約に基づき履行する業務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において履行するものとし、委託者は、履行が完了した業務に対し、契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。
- (秘密の保持)
- 第2条 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (契約保証金)
- 第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、委託代金額の100分の10以上としなければならない。
- (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (再委託の禁止)
- 第5条 受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって、業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により業務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する業務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 4 受託者は、第1項及び第2項の規定により業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。
- (監督等)
- 第6条 委託者は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。
- 2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から業務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。
- (委託者に対する損害賠償)
- 第7条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。
- (第三者に対する損害賠償)
- 第8条 受託者は、業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。
- (検査等)
- 第9条 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに業務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。
- 3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。
- (委託代金額の支払)
- 第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、委託代金額の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内（以下、「約定期間」という。）に前項の委託代金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない業務がある場合には、第1項の委託代金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の委託代金額の支払を保留することができる。
- (履行遅延の場合における違約金等)
- 第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間満了日の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数が

- あるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる委託代金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により、履行期間内に業務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、業務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りではない。
- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託代金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。
- (談合行為に対する措置)
- 第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、委託代金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による業務が完了した後においても、同様とする。
- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- (契約の解除等)
- 第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 履行期間内に業務の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 第9条第3項の規定に基づき、受託者が指示した期間内に補正しないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
- (1) 業務が履行不能であるとき。
- (2) 業務履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務一部の履行が不能である場合又は業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは、契約の目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその期間を経過したとき。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市交通局契約規程に違反する行為をしたとき。
- (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
- チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的

を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は第2項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の業務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した業務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた業務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、委託者は、委託代金額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意または過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者に所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を現状に復して委託者へ明け渡さなければならない。

3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることとはできず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市交通局契約規程及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。